

職種	人員・勤務時間	資格	勤務先
保育所 保育士	フルタイム（7時間45分）	要	市内公立 保育園
	パートタイム (下記のいずれかの時間帯のうち、2~6時間) 早朝：午前7時30分~9時30分 夕方：午後3時30分~6時 土曜：正午~午後6時 土曜：午後0時15分~6時15分	不問 ※資格がない場合は保育補助者となります。	
幼稚園 教諭	フルタイム（7時間45分）	要	市内公立 幼稚園
	パートタイム (午前8時30分~午後2時45分のうち、 3.5~6時間)	要	

持っている資格を活かし、子どもといっしょに充実した毎日を過ごしませんか。

申込・問合せ先

団こども育成グループ
☎ 522-11111 (内線315)

登録幼稚園教諭
保育士募集

幼稚園・保育園

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられて10年が経過しようとしています。定期的に作動確認（垂れているひもを引くかボタンを押せばOK）をしましょう。また、10年を経過した住宅用

【警報器の作動例】

火をつけたガスコンロにフライパンをかけたまま放置、外出してしまいましたが、住宅用火災警報器が作動。近所の住民がそれに気づき、119番通報したため、火災に至りませんでした。



点検していますか？
住宅用火災警報器

消 防

火災警報器は、電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感じしなくなることがあるため、交換をおすすめします。まだ、取り付けていない家庭は、大切な命を守るために、1日も早く住宅用火災警報器を設置しましょう。

問合せ先

衣浦東部広域連合消防局予防課
☎ 633-0136

環 境

空き地の適正管理（草刈りなど）をお願いします

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられて10年が経過しようとしています。定期的に作動確認（垂れているひもを引くかボタンを押せばOK）をしましょう。また、10年を経過した住宅用

空き地の雑草は、放置していくと、害虫の発生やごみの投げ捨て、交通障害、野火の発生などの原因になります。市では「高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例」により土地の所有者の土地の管理が義務づけられています。

住みよい環境づくりのため、空き地の所有者や管理者は早めに草刈りをするなど、空き地の適正管理をお願いします。

ペットの飼育は最後まで責任をもつてください

犬や猫など飼っているペットを捨てる人があとをたちません。『動物の愛護及び管理に関する法律』において100万円以下の罰金に処すると規定されています。愛護動物を遺棄した場合は犯罪になります。

飼っているペットが出産してから後悔しても遅く、ましてや捨てたりする行為は絶対に許されません。同法律では繁殖を防止するための手術の勧行も規定していますので、子どもまで飼う考え方のない方は不妊・去勢手術に努めてください。

愛情を注いで飼ってきたペットです。最後まで責任をもつて飼いましょう。

◆運行コース

①市内コース（吉浜コース／高取コース／港コース／翼コース）
※運行時間は1周約30分（1日7便、土曜日のみ3便）

②刈谷市コース
※市役所玄関前から刈谷豊田総合病院本院まで、途中下車なしで運行

※正午を除いた毎時00分（午前8時は5分）に市役所を出発、毎時25分に刈谷豊田総合病院本院を出発（1日9便）

運休日 日曜・祝日・年末年始
※刈谷市コースは、土曜日も運休

利用料（小学生以上）
①市内コース／1回100円
②刈谷市コース／片道100円
※市内コースのみに使えるお得な「利用券」（1冊6枚綴300円）もあります。

※利用券は、市内の取扱商店で販売しています。

「いきいき号」を利用してください

いきいき号

高浜市シルバー人材センター（☎ 522-5081）などを活用する方法もあります。

問合せ先

高浜市民生活グループ
☎ 522-11111 (内線263)

自分で管理ができる方は、

問合せ先
高浜市民生活グループ
☎ 522-11111 (内線264)